資料２

市民参画・協働推進課

芦屋市立地区集会所の指定管理者を非公募とすることについて

１　地区集会所の管理運営状況

地区集会所は、地域社会における住民相互の親睦及び文化活動の増進に寄与することを目的とした集会施設であり、市内に１３か所設置している。

運営には、平成１７年度から指定管理者制度を導入し、制度導入以来芦屋市地区集会所運営協議会連合会が担っている。

日々の利用に関する取決めや集会所でのイベント企画などは、芦屋市地区集会所運営協議会連合会の構成団体であり、かつ地域の団体で構成されている地区集会所運営協議会（集会所ごとに設置）が運営している。

２　地区集会所指定管理の状況

（1）　現指定管理者及び指定期間

名　　称　芦屋市地区集会所運営協議会連合会

指定期間　令和６年度～令和８年度（３年間）

※令和２６年度以降指定期間を５年間としてきたが、管理運営の課題を踏まえ、連合会において、団体の組織改革に向けて令和５年度以降３年間を目安に法人化を１つの目標として検討するとされたことで、協定先団体の形態の変更が見込まれたことから、現指定期間を３年間としている。

（2）　指定管理者の管理運営実績

（単位：円）

	前指定期間			現指定期間	
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
貸室利用率	35.72%	38.42%	39.27%	39.27%	38.21%
利用件数	17,918件	20,203件	20,512件	20,664件	20,116件
収入（A）	69,036,632	68,403,403	68,946,218	78,139,489	79,820,428
指定管理料	48,140,000	47,640,000	48,140,000	57,460,000	59,360,000
利用料収入	18,633,425	20,753,525	20,797,825	20,666,875	20,426,925
コロナ関連助成金	2,250,178	0			
その他収入	13,029	9,878	8,393	12,614	33,503
支出（B）	67,457,618	70,441,695	70,664,645	77,319,632	80,905,910
集会所運営費	58,116,138	60,378,673	59,453,358	65,226,056	68,108,301
連合会事務諸費	4,701,080	5,683,022	6,580,787	6,952,276	7,509,209
租税公課	4,640,400	4,380,000	4,630,500	5,141,300	5,288,400
収支(A)－(B)	1,579,014	▲2,038,292	▲1,718,427	819,857	▲1,085,482

※令和３年度は、新型コロナウイルス感染症による影響等への対策として、国の雇用調助成金等の助成有り

(3)　地区集会所運営協議会連合会における組織改革検討状況

組織改革に向け、法人化（ＮＰＯ法人若しくは一般社団法人）を検討された結果、ボランティアを基盤とする芦屋市地区集会所運営協議会連合会の運営実態・組織運営・財政基盤から実現が困難と判断された。現組織の形態を維持したうえで、より良い運営に向けて、透明性・公平性の確保を中心とした運営方法の見直しを行い、その内容を提言として市に提出された。

提言の５つの柱として、(1) 地域に開かれた集会所の実現、(2) 葬儀利用の適正化、(3) 使用料減免ルールの公平化、(4) 私物・備品保管の適正化、(5) 事務局体制の強化を掲げ、集会所が「地域交流の拠点」として持続可能であり続けるために、市へ提言するとともに、連合会として、指定管理仕様書が求めている水準を十分に満たし、運営改善に取り組んでいくことが盛り込まれている。

３　次期指定管理者選定方法及び指定期間

(1)　管理運営の考え方及び選定方法

地区集会所の設置目的に沿って、地域住民が利用しやすく様々な活動に活用されるためには、地域住民が主体となって管理運営し、地域の創意工夫により利用促進が図られることが重要であることから、管理運営の主体は非公募による指定が適切と考える。

(2)　指定管理の候補者

上記考え方を踏まえた管理運営を行うには、指定管理の候補として以下２点の理由において芦屋市地区集会所運営協議会連合会が適していると考える。

ア　多様な地域団体で構成されている。

イ　近年の管理運営実績面において、利用率及び利用料収入推移が良好である。

(3)　指定期間

芦屋市地区集会所運営協議会連合会が取り組む管理運営の改善策の運用により、安定的かつ持続的な管理運営がなされるかを評価する必要があるため、指定期間を令和９年度から令和１１年度までの３年間とする。

４　近隣市の類似施設（集会所・コミュニティ施設）の指定管理者制度導入状況

市町名	施設名	施設数	公募	非公募	指定管理者の性格
尼崎市	生涯学習プラザ	12	○		生涯学習プラザ運営事業体と株式会社の JV をはじめ、施設ごとに異なる。
	地区会館	1	○		株式会社が運営
西宮市	地区市民館	21		○	各地区市民館運営委員会 （地域住民が管理を行っている）
宝塚市	地域利用施設	6		○	主に自治会や管理運営委員会等の地

市町名	施設名	施設数	公募	非公募	指定管理者の性格
	共同利用施設	24		○	縁団体（一部、NPO等）
伊丹市※1	共同利用施設	63		○	各共同利用施設等管理運営委員会（地域住民が管理を行っている）
川西市※1	コミュニティセンター	5		○	自治会もしくはコミュニティ協議会等の地縁団体

※１　他の類似施設は行政センター併設等のため直営

※２　三田市、猪名川町は類似施設で指定管理者制度を導入している施設はなし。